

横浜市監査委員公表第5号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(下水道料金の徴収に関するもの)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成24年4月11日

横浜市監査委員

川内克忠

同

山口俊明

同

尾立孝司

同

川口正寿

同

加藤広人

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には一部理由があると認め、次のとおり勧告します。

勧告

市長は、本件請求に係る下水道料金について、徴収すべき使用料金を算定のうえ、必要な措置を90日以内に講じられたい。

第2 請求の内容

1 請求人

栄区 医療法人社団中沢整形外科

2 請求書の提出日

平成24年2月16日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は追加証拠を提出するとともに、平成24年3月27日に陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、環境創造局職員が立ち会いました。

4 請求・陳述の要旨

(1) 請求する勧告の内容

ア 正当な下水道料金の徴収について

スポーツクラブは平成16年10月から下水道料金の減量認定を受け、実際に排出した下水量を排水メーターで計測し、それに基づいて下水道料金を支払ってきた。

しかし、平成17年2月以降平成22年7月まで排水メーターを不正使用し、下水量を不当に過少申告して下水道料金を支払ってきたので、正当な下水道料金を徴収すべきである。

イ 排水メーター異常の真相究明

スポーツクラブの排水メーター異常の真相を究明し、違法性の有無を調査し、原因が故意によるものであれば悪質な詐欺行為であり、減量認定を遡って取り消し、その場合の下水道料金を徴収すべきである。

ウ 減量認定を受けた企業の調査及び不当利得の徴収

減量認定を受けた企業の中には違法行為が疑われる事例があることを市当局は認識している。これらの企業に対しても徹底的調査と厳正な対処を行い、不当利得している料金を徴収すべきである。

(2) 事実経過

スポーツクラブは仲介業者を通して減量認定を受け、平成16年8月に流量計の設置工事を始め、平成16年10月から排水メーターによる実測、申告、料金の支払いを開始しているが、排水メーターの異常は減量認定を受けた後の第3回目の支払いである平成17年2月から始まり、以後平成22年に私が通報するまで続いていた。つまり、2か月毎に支払われる最初の1、2回の支払いはメーターが約6,000m³、第3回目以降は約3,000m³となっていた。突然メーターの積算量が半量となった原因が問題であり、メーターの設置工事ミスや自然発生的事故などは考えられない。排水メーターの製造元の話では、メーターの積算機能はローカット値の設定を変更することで簡単に変えることができるということから、使用者が故意に設定変更し、過少申告したら詐欺行為であり、市はメーター異常の原因を究明し、厳正な対処をすべきである。

(3) スポーツクラブの不当利得した料金

スポーツクラブの使用水量は、上水道と井戸水を合わせ2か月で約12,000m³であり、このうち約6,000m³がプールに使用され雨水として排出され、残りの約6,000m³が下水として排出されている。従って、スポーツクラブがこの間（5年10か月）に不正に得た利益は4,000～5,000万円にもなる。また認定を平成16年の当初に遡って取り消すべきと考えるが、その場合にはその料金は1億数千万円にもものぼる。市はこれらの料金さえ徴収していない。これは横浜市民の財産である。行政指導は、平成22年8月以降の料金について認定を取り消しただけであり、厳正な対処とはいえない。

(4) その他の不正が疑われる認定企業

市は、スポーツクラブほどではないが報告水量の少ない企業があり、他にも排水メーターがきちんと測られていない事例があることを認識しており、メーターのトラブルが多発していることを認めている。これらの企業の調査も要請したが、何も対処していない。仲介業者は他の自治体でも営業しており、この問題は他の自治体

にも波及しかねない。

(5) 市の調査の杜撰さ

市は、メーター異常の原因は分からず実証できないと、原因を究明せず責任を回避している。実証する気があれば実証できるはずである。

平成17年2月に突然メーターが変化したことや、その後のメーター測定経過の事実が、メーター異常の原因が設置工事ミスや自然発生的事故ではなく、人為的操作によるものと言える。スポーツクラブの下水排出量の申告は日計表で提出されているので、過去のデータを調べればメーターを不正操作した実行日まで特定できる。

因みに、現在も排水メーターは作動しており、行政指導により認定を取り消された以後、計器の作動に大きな変化が3度あった。3度目は平成23年6月8日の出来事であり、メーターのカウントが少なくなる変化があり、これ以後現在まで2か月毎の積算量が約3,000m³のペースとなっている。この出来事は平成17年2月当時の事象の再現であり、人の故意的操作によるものと言える。メーターのローカット機能を設定変更した結果と考えられ、当時の不正行為を実証する重要な証拠と言える。

なお、この事態について市へ通知し、現地での確認と再調査を要請したが、市はこれを拒否した。実証する気がないと言わざるを得ない。現在の流量計を再調査し、ローカット機能などの設定状況を確認すれば原因が判明する。さらに、ローカット値を変更するなどの実験をすれば、容易に積算量が変わることが確認でき、原因が人為的、故意的であることが実証されるはずである。

市の調査に限界があるのなら、警察の捜査を待つべきである。

(6) 市当局の調査、回答及び情報公開の不明朗さ

市は、メーターの製造元による調査が行われて、調査日の時点ではメーターの異常が確認できなかったと言っているが、調査日はメーターのカウントが2か月で約6,000m³の正常な時である。つまり、2か月で約3,000m³の異常な動作のときに調査しておらず、正常に動作しているメーターを正常に動作していると確認しただけであり、意味が無い。逆に言えば、約6,000m³のペースが正常な動作であると認めており、メーターそのものは、機能は正常であるということである。

市は、以前から不正が疑われる減量認定企業の存在を認識しており、この時点で厳正に対処し、事実を公表していれば被害額はもっと少なかったはずである。下水道減量認定制度は各自治体で決められており、他の自治体にも及ぶ可能性のある問

題であり、今回の問題は公表すべきである。

(7) 市当局の行政責任

市の責任については以下のことがある。

- ア 減量認定時、書類の審査のみで現地での確認、立会いなどをしていない
- イ 減量認定後になにもチェックをしていない
- ウ スポーツクラブの不正を見逃していた
- エ 行政指導は甘く、不当利得の料金さえ徴収しない
- オ メーター異常の原因をはじめ、不正の実態を徹底的に究明せず、厳正に対処しない
- カ スポーツクラブ以外の不正が疑われる企業に何も対処しない
- キ 事実を公表しない

企業のモラルの問題はもちろん、市当局の責任がまず問われるべきである。減量認定前後のチェック体制が不完全であり、一旦認定されると現状のチェックをせずに認定が更新されている。また、排水メーターの管理、検針、申告などは使用者まかせであり、市当局は申告の数値を鵜呑みにして料金計算している。これでは不正を誘発してしまうので、少なくともメーターの検針くらい市が行うべきである。

(8) 下水道減量認定行政の実態

減量申請が一旦認定されれば、定期的な現状のチェックもなく、認定が更新される。排水メーター設置による申請は現在は認めていないが、過去に認定したケースについてはそのまま使用を認めていると市は言っており、これは市の無責任な体制を自ら証言している。

また、排水メーターによる減量認定の政策が変更されたという事実は、スポーツクラブの他にも不審な企業があると認識し、メーター異常の原因や不正使用の実情が判っているからである。市が実情を認識しながら何も対処しなければ、責任は一層深刻であり、行政責任どころか刑事責任も問われかねない。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成24年3月27日に環境創造局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 減量認定について

下水道使用料は、横浜市下水道条例第19条第1項第1号に基づき、使用水量を汚水の排出量としています。しかし、使用水量と排出量に著しい水量の差がある事業者の場合、同条第2項により申告することができ、同条第3項により減量の認定を行います。

認定には、「減量認定の運用に係る取扱要領」に基づき、量水計の設置等により明確かつ合理的な根拠をもって証しうることが必要です。

(2) 減量認定の方法について

減量認定の方法は大きく分類すると2つあり、それぞれ「入口管理」と「出口管理」と呼んでいます。

「入口管理」とは、使用水量と汚水の排出量の著しい水量差を生じさせる要因となる設備（冷却塔や蒸気ボイラーなど）に補給される水量を私設の水道メーターで計測し、計測された水量の一定割合を下水道に排出されない水量と認定し、事業者の全使用水量から差引いた水量を汚水排出量とするものです。

一方、「出口管理」とは、事業者の敷地内で汚水が最終的に集まる枒に、私設の排水メーターを設置して、直接、実際の排出量を計測し、その水量を汚水排出量と認定するものです。

認定後はどちらの方法も、申告者が私設メーターを検針して本市に報告します。

(3) スポーツクラブの減量認定の開始と取消について

平成16年9月15日に減量認定の申告があり、平成16年11月5日付けで出口管理による減量認定を行い、平成16年10-11月分の請求から排水メーターによる計測水量に基づき下水道使用料の請求をしていました。

平成22年9月16日に請求人より排水メーターの計測異常等の通報があり、平成22年10月1日に市職員が現地調査を行ったところ、排水メーターの不安定な動きを現認しました。そのため、平成22年10月12日付けで、当面の間、使用水量全量を汚水排出量として下水道使用料を請求することを通知し、平成22年8-9月分より使用水量全量を汚水排出量として下水道使用料を請求してきました。その後、原因を調査しましたが、排水メーター単体には異常は発見できなかったものの、計測においては、平成22年10月1日に異常な動作を現認していたため、平成23年度より減量認定

処分を取消しました。

(4) 現在の下水道使用料の請求について

平成23年10月13日にスポーツクラブより、再度、減量認定の申告があり、現地調査などを経て、平成23年11月14日付けで「水道使用水量と井戸水使用水量との合計水量から冷却塔補給水量の75%とプール補給水量を差引いた水量を汚水排出量とする」入口管理による減量認定を行い、平成23年10-11月分から請求しています。

(5) 減量認定（出口管理）による下水道使用料の徴収について

減量認定後は、スポーツクラブからの水量報告に添付されている日報から、報告検針値の間違いがないかを確認し、水量報告書に基づき下水道使用料を請求しており、正当な徴収を怠っていた事実はありません。

(6) 過去の減量認定（出口管理）期間の下水道使用料について

現在行っている減量認定（入口管理）を今後も継続的に進め、過去の減量認定（出口管理）による報告水量を比較し、大きな乖離がある場合、過去の徴収済の下水道使用料との差額徴収に向けて協議を行う考えです。

第4 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書並びに請求人の陳述を検討し、「下水道料金の減量認定を受けていたスポーツクラブが、下水量を不当に過少申告していたにもかかわらず、市は正当な料金を徴収していないこと」が違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実に該当するか否かを、監査対象事項と決定しました。

なお、それ以外の請求事項については、次の理由により、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしませんでした。

（理由）

地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求における排水メーター異常の真相究明は、非財務会計行為に係る請求であ

り、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはなりません。

また、減量認定を受けた企業の調査及び不当利得の徴収については、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的・具体的に摘示することを要する」（平成2年6月5日最高裁判所第三小法廷判決）とされており、住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めました。

1 下水道使用料について

下水道使用料については、横浜市下水道条例により汚水の排出量に基づき算定され、次のように定められています。

第18条第1項 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間1月につき別表第1に定める額により算定した額に1.05を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。

2 汚水の排出量について

汚水の排出量については、横浜市下水道条例により次のように定められています。

第19条第1項 ～汚水の排出量は、次に定めるところによる。

(1) 水道及び工業用水道に係る汚水の排出量は、水道及び工業用水道の使用水量とする。

(2) 井戸水、湧水、雨水等の水道及び工事用水道以外の水に係る汚水の排出量は、その使用水量とし、その使用水量は、市長が認定する。

3 減量認定について

使用水量と汚水排出量が著しく異なる場合の減量認定については、横浜市下水道条例及び横浜市下水道条例施行規則に次のように定められています。

横浜市下水道条例

第19条第2項 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その営業を営む者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申告することができる。

第19条第3項 市長は、前項の申告があった場合は、その申告に基づき、汚水の排出

量を認定するものとする。

横浜市下水道条例施行規則

第25条第1項 条例第19条第2項に規定する申告は、汚水排出量認定申告書（第22号様式）によってしなければならない。

第25条第2項 前項の申告書には、申告書に記載した事項を証する書面を添えなければならない。

第25条第3項 市長は、条例第19条第3項の規定により汚水排出量を認定した場合は、その結果を使用者に通知するものとする。

4 減量認定の認定対象の基準について

「減量認定の運用に係る取扱要領」（昭和53年8月制定）により、次のように規定されています。

第2条 営業者から汚水排出量認定申告書（規則第22号様式）により申告があった場合、前年度の使用水量と排出量の実績を基礎に、次の各号基準をみたすものにつき認定対象とする。

- (1) 使用の態様は営業用であること。
- (2) 月平均使用水量が200立方メートルを超えること。
- (3) 月平均使用水量と月平均排出量の差異が月平均使用水量の30%以上であるか、または差異が月平均200立方メートルを超えるものであること。
- (4) 前号の事実が量水計の設置等により明確かつ合理的な根拠をもって証しうること。
- (5) 3号の事実が営業者の業務の態様からみて必然的かつ恒常的なものであること。

営業者に起因する一時的若しくはし意的なものは認定対象外とする。

5 減量認定をしている事業所の下水道使用料の算定方法について

横浜市下水道条例第21条第1項の規定に基づき、水量報告を環境創造局あてに文書で報告してもらい、その数値を基に下水道使用料を算定し、徴収しています。

横浜市下水道条例

第21条第1項 市長は、下水道使用料を算出するために必要な限度において、公共下水道を使用する者から報告を徴し、または資料の提出を求めることができる。

6 スポーツクラブの減量認定の経過について

平成16年9月15日 汚水排出量認定申告（出口管理）

（＊年間使用水量：58,747m³、年間汚水排出量：44,784m³）

平成16年11月 5 日 汚水排出量認定通知

(平成16年10-11月分から認定開始、汚水排出量：排水を流量計により直接計測)

平成22年10月12日 汚水排出量認定の取扱いの変更

(排水流量計による計測動作がないことを確認したため、平成22年8-9月分より当面の間、汚水排出量を上水道使用水量と地下水使用水量の合計水量とする)

平成23年 4 月18日 下水道使用料にかかる減量認定の取消

(減量認定の運用に係る取扱要領第2条第1項第4号の基準を満たさなかったため、平成23年4-5月分より減量認定を取り消す)

平成23年10月13日 汚水排出量認定申告 (入口管理)

(※年間使用水量 : 69,759m³ 平成22年9月13日～平成23年9月16日分)

(※年間汚水排出量 : 65,127m³ 平成23年7月1日～平成23年9月16日分を減量)

平成23年11月14日 汚水排出量認定通知

(平成23年10-11月分から認定開始、汚水排出量：水道使用水量と井戸水使用水量との合計水量から冷却塔補給水量の75%とプール補給水量を差引いた水量)

*は、汚水排出量認定申告書による

7 スポーツクラブの汚水排出量の経過

単位：m³

	4-5 月分	6-7 月分	8-9 月分	10-11 月分	12-1 月分	2-3 月分	年間
平成 16 年度	11,072	12,161	11,306	10,676	2,239	2,394	49,848
平成 17 年度	3,072	2,827	3,507	3,928	3,311	2,762	19,407
平成 18 年度	3,965	4,246	3,827	2,738	3,220	3,414	21,410
平成 19 年度	3,385	3,474	3,069	2,592	2,657	2,968	18,145
平成 20 年度	3,288	1,858	2,077	5,403	4,041	3,422	20,089
平成 21 年度	2,413	6,312	3,371	2,129	2,022	3,005	19,252
平成 22 年度	3,361	3,156	12,444	11,629	9,896	11,658	52,144
平成 23 年度	11,781	11,374	12,245	12,179	8,191	—	55,770

表中の網掛け部分は、使用水量(上水及び地下水)の全量
平成 23 年度 10-11 月分は、約2週間分の減量

出口管理の減量認定を受けた後の、第1回目の排出量（平成16年度10-11月分）に比べ、第2回目以降の排出量が大幅に減っていることが認められます。なお、平成16年9月15日に減量認定を申告したときの添付資料による排出量 7,464m³（平成16年7月26日～平成16年9月13日分）と比べても、大幅に少ないことが認められます。

また、新たに入口管理の減量認定を受け、2か月間のプール補給水と冷却塔による蒸発量が減量された後の排出量（平成23年度12月-1月分）と比べても、平成16年度12月-1月分から平成22年度6-7月分までの排出量が大幅に少ないことが認められます。

8 排出量の減少原因の調査について

平成22年10月以降、スポーツクラブや仲介業者、メーター設置業者への聞き取り調査や、製造元による排水メーターの検査などを実施していることが認められますが、原因については特定されていません。

9 過去の下水道料金の徴収について

過去の排出量については、実際に計測することはできないので、現在の汚水排出量と過去の報告排出量を比較し、合理的と考えられる範囲で徴収済みの下水道使用料との差額徴収にむけてスポーツクラブと協議を行う予定であることが認められます。

第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

- 1 請求人は、下水道料金の減量認定を受けていたスポーツクラブが、下水量を不当に過少申告していたにもかかわらず、市は正当な料金を徴収していないことが、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実該当すると主張しています。

下水道料金の算定のための汚水量は、一般的には使用水量を汚水量としており、減量認定は住民のうちの一部の下水道施設の利用者に対し、使用水量と汚水量とが著しく異なる場合にその差に相当する分につき徴収をしないこととする一つの利益処分（授益的行政処分）であり、その処分の公正と適法性を客観的に担保する必要があります。

提出された証拠等によれば、スポーツクラブからの排出量の報告は、減量認定後の2回目（平成16年度12-1月分）以降大幅に減少していることが認められますが、その原因については確認することができませんでした。

しかしながら、スポーツクラブからの排出量の報告が少なかったことは市当局も認識しており、また、市当局から提出された資料によると、スポーツクラブも排出量が大幅に減少した理由がわからないとしています。当時の正確な排出量は不明ですが、当初の減量認定申告時の排出量や減量認定時の第1回目の排出量、また新たに減量認定した際の排出量など、いわゆる出口管理が行われていた期間の前後の排出量の状況から客観的に見ても、本来の排出量より少ない排出量を基に下水道使用料が徴収されていたことが推認されます。また、当時の排出量を推認することも可能であると考えられ、推認される排出量に基づき下水道使用料を徴収しうる状況にあるといえます。

市は、下水道使用料の差額の徴収に向け、スポーツクラブと協議していくとしていますが、前述の状況にあるにもかかわらず、具体的な手続きを執った事実が認められないことから、現状では、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る状況にあるといわざるを得ません。

2 結論

以上のとおり、市がスポーツクラブから正当な下水道料金を徴収していないことは、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠るものであると判断し、監査の結果のとおり勧告します。

(参 考) 住民監査請求書

横浜市長及び環境創造局総務部経理経営課に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

○横浜市環境創造局総務部経理経営課（以下市当局とする）は平成17年2月から平成22年7月までの5年6ヶ月間、セサミスポーツクラブ大船（以下セサミとする）に対する下水道料金の正当な徴収を怠っていた事実がある。

○セサミは三井興業（株）を仲介業者として平成16年10月より横浜市の下水道条例第19条によって下水道料金の減量認定を受け、実際に排出した下水量を排水メーター（東芝製非満水用電磁流量計）で計測し、それに基づいて下水道料金を支払ってきた。（出口管理）。

しかし平成17年2月以降平成22年7月までセサミは排水メーターを不正使用し、下水量を不当に過少申告して下水道料金を支払ってきた。市当局はセサミの申告数量を鵜呑みにし、認定後何のチェックもせず、そのことに気づかないまま正当な料金を徴収してこなかった。

市は事実の真相を究明し厳正な対処をする義務がある。行政指導は単に認定を取り消しただけで、徴収すべき料金を徴収していない。

○セサミのこの間の不当利得した金額は約4,000～5,000万円に達する。これは市の損害である。

○市長及び市当局に以下の措置を講ずることを求める。

その理由は、下記に述べるとおりである。

- 1 市にセサミの不当利得した料金を徴収することを求める。上記のセサミの不当利得約4,000～5,000万円は排水メーターの異常の原因、理由の如何にかかわらず徴収すべき額である。
- 2 市はセサミの排水メーター異常の原因を始め真相を究明し、違法性の有無を調査すべきである。その原因が故意によるものであれば悪質な詐欺行為であり減量認定を平成16年10月当初或いは平成17年2月に遡って取り消すことをもとめる。その場合の徴収すべき金額は1億円以上になる。
- 3 セサミ以外にも減量認定を受けた企業の中には違法行為が疑われる事例があることを市当局は認識している。市当局はこれらの企業に対しても徹底的調査と厳正な対処を行い、不当利得している料金の徴収をすべきである。このことを求める。

記

住民監査請求の経緯・理由

(1) はじめに

セサミは平成16年に三井興業（株）⁽¹⁾を仲介業者として、下水道料金について横浜市から下水道条例19条により出口管理の減量認定を受け、実際に流した下水量を排水メーター（東芝製非満水用電磁流量計）⁽²⁾で計測し、それに基づいて下水道料金を支払ってきました。流量計の表示装置は建物の外壁に設置してあり容易に見る事ができます⁽³⁾。

平成22年6月私は排水メーターが正確に下水量を計測していないこと（排水メーターの異常）に気づき、それ以降出勤日の朝、夕に計測数値をノートに記録しました⁽⁴⁾。同年9月16日に横浜市環境創造局総務部経理経営課（以下市当局とする）にセサミの不正行為を通報しました。市当局は同年10月1日にセサミに現地立入調査を行い排水メーターの異常を確認しました。その後市当局は行政指導を行い減量認定を取り消し、同年8月以後の下水道料金は一般通常の料金計算でなされることになりました⁽⁵⁾。私は市当局に対して排水メーターの異常の原因を含め、事実経過を徹底調査し、厳正な対処を要請してきましたが不十分な調査や行政指導しか行っていません。

(2) 事実経過

私が市の担当者やセサミの社員⁽⁶⁾から聞いたところによると、セサミは三井興業を仲介業者として減量認定を受け、平成16年8月に流量計の設置工事を始め、平成16年10月から排水メーターによる実測、申告、料金の支払いを開始していますが、排水メーターの異常は減量認定を受けた後の第3回目の支払いである平成17年2月から突然始まり、以後平成22年私が通報するまで続いていました。つまり、2ヶ月毎に支払われる最初の第1、2回の支払いはメーターが約6,000 m^3 、第3回目以降平成22年の行政指導が行われるまでは約3,000 m^3 となっていました⁽⁷⁾⁽⁸⁾。突然メーターの積算量が半量となった原因が問題です。メーターの設置工事ミスや自然発生的事故など考えられません。排水メーターの異常の原因が故意によるものであれば犯罪です。東芝の人の話ではメーターの積算機能はローカット値の設定を変更することで簡単に変えられます⁽⁹⁾。使用者が故意にメーターの機能を設定変更し、それをそのまま過少申告したら詐欺行為です。市当局はメーター異常の原因を究明し厳正な対処をすべきです。

(3) セサミの不当利得した料金

セサミの社員や市の担当者の話しからセサミの使用水量は上水道と井戸水を合わせ2ヶ月で約12,000m³です。この内約半量の6,000m³がプールに使用され雨水として排出されています。また同じく約半量の6,000m³が風呂、トイレ等として使用され下水として排出されているのが実情です。従って上記の経緯などから、セサミがこの間（5年10カ月）不正に得た利益は4,000～5,000万円にもなります。また認定を平成16年の当初にさかのぼって取り消すべきと考えますが、その場合にはその料金は1億数千万円にものぼります⁽¹⁰⁾。市当局はこれらの料金さえ徴収していません。これは横浜市民の財産です。行政指導は単に平成22年8月以降の料金について認定を取り消しただけで⁽⁵⁾、厳正な対処とは言えません。

(4) その他の不正が疑われる認定企業

平成22年11月12日に市の担当者が当院に来院した時、セサミほどではないが報告水量の少ない企業があると発言しています。また同じく同年12月9日には、セサミの他にも排水メーターがきちんと測られていない事例があることに1年位前には気づいていたと発言しています。

セサミ以外にも下水道料金の減量認定を受けた企業の中に不審な事例があることを市当局は私の通報以前から認識していたのです。市当局の回答文書でもメーターのトラブルが多発していることを認めています⁽¹¹⁾。私はこれらの企業の調査も要請しましたが市当局はなにも対処していません⁽¹²⁾。さらに言えば問題は他の自治体にも波及しかねません。三井興業は他の自治体でも営業しています⁽¹⁾。

(5) 市の調査の杜撰さ

現在、市はあえて原因を究明せず、責任を回避しているのではないのでしょうか。市当局はメーター異常の原因が分からない、実証出来ないと言っていますが、実証する気があれば実証できるはずです。その理由を以下に述べます。

1) 上記のごとく平成17年2月に突然メーターが変化したこと、及びその後のメーターの測定経過の事実そのものがメーター異常の原因が設置工事ミスとか、ごみが詰まったとか、自然発生的事故であるとかなどは常識では考えられず人為的操作によるものと言えます。尚セサミの下水排出量の申告は日計表で提出していると市当局は言っていました。従って過去のデータを調べればメーターを不正操作した実行日まで特定できるはずです。

2) 因みに、現在も排水メーターは平成22年市の行政指導によって認定を取り消された後も作動しています。取り消した以後、計器の作動に大きな変化が三度ありました。

一度目は、平成22年12月6日に表示装置の積算量的小数点が移動し、流速のカウントが盛んになりました。

二度目は、平成22年12月10日に積算量的小数点が再び移動し元の位置に戻り、流速のカウントはそのまま盛んでありました。その後、積算量は2ヶ月で約6,000m³のペースとなりました。

三度目は、平成23年6月8日の出来ごとです。この日再びメーターのカウントが少なくなる変化がありました。これ以後現在まで2ヶ月毎の積算量は約3,000m³のペースとなっています(4)(7)。平成23年6月8日の出来ごとはまさに平成17年2月当時のことを再現しています。この事実は決して自然発生的事故とは考えられず人の故意的操作によるものと言えます。誰が、何の目的でこのような操作をしているのかは分かりませんが、このように積算量を自由に変更できる事実そのものが、現に当時の不正行為を実証しています。これはメーターのローカットという機能を設定変更した結果と考えられ、このこと自体、重要な証拠と言えます。

尚この事態について、平成23年6月27日と7月4日に私は市当局へ通知し、現地での確認と再調査を要請しましたが(13)(14)、市は拒否しました(15)。実証する気がないと言わざるを得ません。

3) 現在の流量計を再調査し、ローカット機能などの設定状況を確認すれば原因が判明します。さらにローカット値を変更する実験をすれば容易にメーターの機能が変化し積算量が変わることが確認でき、原因が人為的、故意的であることが実証されるはずです。

以上の諸点からでもメーター異常の原因が判明するはずですが、市の調査に限界があるなら警察の捜査を待つべきと考えます。

(6) 市当局の調査、回答及び情報公開の不明朗さ

○セサミ、三井興業へのヒヤリングの内容及び結果はどうであったのか。

○東芝の調査の結果、見解はどうであったのか。

○東芝の調査日が疑問です。調査の年月日はいつだったのでしょうか。

○東芝の調査は市当局自らの依頼によるものなのか、またはセサミに指示して調査させその結果の報告を聞いているだけなのか。

○東芝の調査日には異常を確認出来なかったという回答(16)の欺瞞性が指摘されます。

平成22年12月9日に市の担当者（南氏、浦部氏）が当院に来られた時には未だ東芝の調査は行われていない、依頼中だと言っていました。また平成23年3月11日付け市当局の回答では、東芝による調査が行われ、調査日の時点ではメーターの異常が確認できなかったと言っています⁽¹⁶⁾。従って、東芝による調査日は平成22年12月10日から平成23年3月11日までの期間のいずれかの日になります。この間私の記録によればメーターのカウントは2ヶ月で約6,000m³のペースとなっている時期です⁽⁷⁾。つまり2ヶ月で約3,000m³のペースの異常な動作の時に調査せず、約6,000m³のペースの正常な時に調査して異常が確認されなかったという回答そのものが子供だましであります。調査の目的は約6,000m³のペースから約3,000m³のペースに突然変化した原因を明らかにすることであって、正常に動作しているメーターを正常に動作していると確認しただけでは何の意味があるのでしょうか。こんなことで済まされるのでしょうか。

逆に言えば、約6,000m³のペースが正常な動作であると認めている訳であり、メーターそのものは不良品などではなく機能は正常であるということです。

○市当局は私の通報より1年以上前に不正が疑われる減量認定企業の存在を認識していました⁽¹¹⁾。この時点で厳正に対処し、事実を公表していれば被害額はもっと少なかったはずです。

○なぜこのような重大な事件を一般に公表しないのか。

○下水道減量認定制度は各自治体ごとで決められており、独り横浜市だけの問題にとどまらず、他の自治体にも及ぶ可能性のある問題です。警鐘を鳴らす意味でも今回の事件は公表すべきです。

(7) 市当局の行政責任

市の責任については以下のことがあります。

- ・認定時書類の審査のみで現地での確認、立ち会いなどしていないこと。
- ・市は減量認定後になんのチェックもしていないこと。
- ・セサミの不正を見逃していたこと。
- ・行政指導は甘く不当利得の料金さえ徴収しないこと。
- ・メーター異常の原因をはじめ不正の実態を徹底的に究明せず、厳正に対処しないこと。
- ・セサミ以外の不正が疑われる企業に何も対処しないこと。
- ・事実を公表しないこと。

などがあります。

企業のモラルの問題は勿論、市当局の責任がまず問われるべきです。認定前後のチェック体制が不完全です。減量申請が一旦認定されれば、定期的に現状のチェックをせずに認定が更新されています。また、排水メーターの管理、検針、申告などは使用者まかせで市当局は申告の数値を鵜呑みにして料金計算しているのが実情です。極端に言えばメーターを実際に使用せず勝手に数字だけを申告している場合も疑われます。これが不正を誘発し、不正の温床となっている根本原因だと思います。これでは不正を行う者が出るのも当然です。すくなくともメーターの検針くらい市当局自身がすべきです。一般家庭や企業では電気、ガス、水道のメーターは各会社の検針員が検針します。使用者がメーターを検針して申告し、料金計算されることなどあり得ません。

(8) 下水道減量認定行政の実態

最近、市当局は次のように言っています。減量申請が一旦認定されれば、定期的に現状のチェックをして認定の更新をすることはない。排水メーター設置による申請は現在認めていないが、過去に認定したケースについてはそのまま使用を認めている。これは重大な発言です。市の無責任な体制を自ら証言しているようなものです。現在進行形で不正が行われている企業がある可能性を考えるとなおさら問題です。

また、排水メーターによる減量認定（いわゆる出口管理）の政策が変更されたという重大な事実はセサミただ一件の問題だけではなく他にも不審な企業があることを市当局は認識し、さらにはメーター異常の原因や不正使用の実情が判っていなければ政策が転換されるとは思われません。市当局が実情を認識していながらにも対処しなければ、責任は一層深刻です。行政責任どころか刑事責任も問われかねません。

以上の諸問題について真相を明らかにし、公正な監査、厳格な措置をお願い申し上げます。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書（資料、写真、図など）

(1) 三井興業（株）のホームページの抜粋。

出口管理のことや仕事の内容、またセサミが顧客であることが記載されている。

(2) 東芝製 非満水用電磁流量計の仕様書の一部。

(3) セサミの使用している流量計（排水メーター）の実物写真、検出器、変換器。

変換器の側面にある製造プレートには初期設定のことも一部刻印されている。

(4) 私が記録したノートの一部。

平成22年6月7日よりの記録。

(5) 情報公開請求により取得した行政指導文書2通。

平成22年10月12日付け文書と平成23年4月18日付け文書。

(6) 市の担当者及びセサミの社員、太平洋不動産(株)の社員の名刺。

(7) 排水メーターの2ヶ月毎の積算量の経過グラフ。

平成16年10、11月分より平成22年2、3月分は市当局の担当者の話から記録し、平成22年4、5月分はセサミの領収書により記録した。それ以降は私のノートにより記録した。

(8) セサミの平成22年4、5月分の領収書のコピー。

(9) 東芝製 非満水用電磁流量計の取扱説明書の一部。

ローカット機能の設定変更の手順が記載されている。

モデルチェンジ後の取扱説明書であるが基本的には同じ。

(10) 横浜市の下水道料金計算表。

(11) 平成23年8月8日付け市当局の回答文書。

(12) 平成23年7月29日付け私の質問文書。

(13) 平成23年6月27日付け私の質問文書。

(14) 平成23年7月4日付け私の質問文書。

(15) 平成23年7月11日付け市当局の回答文書。

(16) 平成23年3月11日付け市当局の回答文書。

追加証拠 (平成24年3月23日提出)

(1) USBメモリー。

ICレコーダーによる会話記録。

(2) 会話の一部を文書化したもの。

(3) 会話の重要な点の箇条書き。

(4) 平成22年11月24日付け私の質問文書。

会話の話題となっている私の質問。

(5) 平成22年12月9日付け私の情報提供文書。

同年12月6日の出来ごとを報告した。

- (6) 平成22年11月24日付け市の回答文書。
- (7) 平成22年12月9日付け市の回答文書。
 - (4) に対する市の一問一答の回答文書。
- (8) 私の記録ノートの追加。
 - 平成22年12月6日及び10日前後の記録。
- (9) 私の記録ノートの追加。
 - 平成23年6月8日前後の記録。
- (10) 平成22年6月8日より平成23年12月までの集計記録。
 - これを基に2ヶ月毎の経過グラフを作成した。
- (11) 平成24年2月21日付け神奈川新聞の記事。